

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2018-57660(P2018-57660A)

【公開日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2016-198394(P2016-198394)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月2日(2019.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リールと、

主基板と、

前記主基板の所定の面に実装され、役物比率に関する情報を所定の表示面に表示可能な情報表示器と、

前記主基板の前記所定の面に実装され、前記リールが所定の回転基準位置にある場合に点灯可能な所定のLEDとを備え、

前記所定のLEDと前記情報表示器とが前記主基板の前記所定の面において互いに隣接しない位置に配置され、

前記主基板の前記所定の面に対する垂直方向の前記情報表示器の高さは、前記主基板の前記所定の面に対する垂直方向の前記所定のLEDの高さよりも高いことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このような目的達成のため、本発明に係る遊技機(例えば、実施形態におけるスロットマシン1)は、リールと、主基板と、前記主基板の所定の面に実装され、役物比率に関する情報を所定の表示面に表示可能な情報表示器と、前記主基板の前記所定の面に実装され、前記リールが所定の回転基準位置にある場合に点灯可能な所定のLEDとを備え、前記所定のLEDと前記情報表示器とが前記主基板の前記所定の面において互いに隣接しない位置に配置され、前記主基板の前記所定の面に対する垂直方向の前記情報表示器の高さは、前記主基板の前記所定の面に対する垂直方向の前記所定のLEDの高さよりも高くなっている。